

然るに現在の二大政党が、政党において氷炭相容れざるものを推進し、力づくの対決によって反対党を圧倒せんとするが如きは、仮装の二大政党であるに過ぎず、最も民主的な政治制度としての二大政党とはほど遠いものである。議会政治の窮極の原則は多数決原理であり、討議を通じて多数派も少数派も協力合作するのがその精神なのである。もとより議会政治の健全な発展の根幹は、国民が民主主義社会に不可欠の公共の原理を体得することであり、そのためにはなお多くの時を要するとしても、第五回参議院議員選挙を終ったこの際、改めて自民、社会両党が議会政治の健全化のために多数決原理にたつて議会政治を運営されるよう切望してやまない。

自主調整に関する提言

(三五・四・一四 関西経済同友会)

一、自主調整の必要

自由競争を建前とする現在の経済体制下において、自主調整の実施が困難を伴うことは当然であるが、最近頓にその必要性が増大し各業界とも調整への機運を高めつつある。

すなわち第一にわが国経済は貿易為替の自由化により、原料輸入の割当制度が漸次廃止されることとなったが、従来原料の輸入規制が経済活動調整の働きをして来ただけに、その廃止により過当競争は一層激化の傾向を辿りつつある。過当な競争は只に国内取引を乱し業界の混乱を惹

起するのみでなく、国際信用上も好ましくない。

第二に自由化に伴い国際競争力培養のための合理化投資、近代化投資の必要性が高まるのは当然であるが、各企業が競ってこれを行うときは二重投資、過剰投資となることは必至で、その結果は操業率の低下を来したし投資効果を収め得ないこととなる。

かく考えれば、産業界の自由化対策としては自主調整がまず第一に必要となり、その実現の困難を理由として現状のままに推移することは許されない。今やわが国経済界は国内における無益な競争を排し、海外との競争に備えるべき時に直面している。この時に当りわれわれは主要産業における設備投資の適正化、取引秩序の確立など自主調整促進のための諸方策を提言するものである。

二、自主調整の方法

(1) 独禁法並びに輸出入取引法の改正

自主調整を具体的に推進するにはまず現在最も大きい障害となっている現行独禁法並びに輸出入取引法を可及的速やかに改正し、国民経済的にみて調整の必要な場合には企業のカルテル行為並びにアウトサイダーの規制が出来るようにすべきである。

更に法的措置を講ずる迄の間、過渡的には現行独禁法の弾力的運用により、次の二つの措置を容認することが望ましい。

(1) 国民経済上に占める比重の大きい業種で明らかに過剰を招来する懸念のある新規設備投資計画については、業界が話し合いの場として協議会などを設け自主的に調整する。

(2) この場合の自主調整については生産数量、価格の調整のみならず従来特に困難とされて来た製品分野の調整をも含める。

(2) 各業界における需要動向の調査

わが国経済の安定的成長という観点から見て、合理的な生産規模並びに設備投資規模を明らかにするため、各業界毎の需要動向を調査

し、併せて現在ならびに将来における適正設備能力、適正稼働率などの測定を励行し、指導的な業界にあっては設備計画が常にこの線を大きく逸脱することなきよう協議又は自律すべきである。

(3) 調整基準の設定と自主的慣行の確立

上記需要動向の調査結果に従い、業界毎に従来の生産販売実績（シエアー）、コスト収益力（メリット）、財務比率、その他を総合勘案し合理的な調整基準を設ける。各企業はその調整規準による規制には進んで服する慣行を確立する。

(4) 資金面からの調整

業界内における話し合いによる自主調整が不可能な場合には、資金面からの設備投資調整が必要となる。

この点については業界は通産省産業合理化審議会の決定を尊重すると共に、金融機関としては全銀協の資金調整委員会の自主調整機能を一段と有効に活用し、検討業種の拡大によって資金調整の実を総合的に挙げるようその活動を活発化する。また産業界の上部機関と全銀協が密接な連絡を保ち常に協力することが肝要である。

(5) 取引秩序の確立

差当り下記方策により取引秩序の確立を図る。

(イ) 決済条件の正常化

販売競争の激化が売掛回収期間の極端な延長をもたらしているが、これは引懸りを増大せしめる危険があるのみでなく、金融全般の円滑なる運営をも阻害することとなるから、これが正常化をはかるべきである。

(ロ) 再販売価格維持契約の厳格化

現行独禁法二十四条の二において再販売価格維持に関する独禁法の適用除外例が認められているが、かかる業種にあってはその厳格化を進め無益な販売競争を避けるべきである。

(ハ) 季節商品販売時期の統一化

販売競争の行き過ぎから、季節商品が季節のいかににかかわらず

販売され、これが適正価格維持を妨げる一因となっているからこれを自粛すべきである。

(ニ) ワンシーズン・ワンプライス制の確立

季節的商品の販売において、期中に販売価格の改訂が再々行われることは、公正価格維持並びに適正利潤の確保上好ましくなく、ひいては販売競争の激化を招来する因となる。したがって、ワンシーズン・ワンプライス制の慣行を確立する必要がある。

(6) その他

(イ) 付和雷同性の払拭

わが国企業は一般に付和雷同性が強く、有利な事業とあれば競争的にこれに乗り出し、共倒れの結果を招くケースが多い。今後は重要産業の生産品種については努めて相互に企業の独自性を認め合い、それぞれ特殊の製品を量産するような慣行を樹立する。

(ロ) 寛容の精神の発揮

業界において指導的地位にある大企業は業界全体の利益という立場から、より一層の寛度を示すことが肝要である。

阪神・ポートオーソリティに関する

研究報告（要約）

（三六・六・二七）

経済同友会昭和三十六年度全国会員集会 於神戸

△阪神ポート・オーソリティ合同委員会組織部会▽

一、各国ポート・オーソリティ設立の歴史的経緯（略）

二、阪神各港の管理上の問題点と解決策としてのポート・オーソリティ